

Ⅵ .

子育て対応リフォーム

[リフォーム促進税制：所得税]

1. 概要
2. 対象工事・標準的な工事費用相当額
3. 適用要件
4. 必要な書類
5. 証明書の種類と発行の流れ

当資料の内容は令和6年度のリフォーム促進税制（所得税）に関するものです*。
・令和6年4月1日～令和6年12月31日に居住開始の場合

※所得税の住宅ローン減税、固定資産税のマンション長寿命化促進税制については、それぞれ別に資料がありますので、そちらをご覧ください。

*リフォーム減税制度のページ下のタブ「バックナンバー」からご覧いただけます。
<https://www.j-reform.com/zeisei/#genzei>



子育て対応リフォームの概要

制度の概要	所得税額の特別控除
	リフォーム促進税制
制度名	【子育て対応特定改修工事特別控除制度】
減税期間	リフォーム後居住を開始した年分（1年）
適用期間	令和6年4月1日～令和6年12月31日 （工事完了後の居住開始日）
対象となる リフォーム	(1) 一定の子育て対応対応リフォーム （次のページ） (2) (1) と併せて行う増改築等工事 （下表の第1号～第6号工事）
控除又は 減額の上限度	62.5万円 （所得税の控除額の計算方法は、資料「リフォーム促進税制」 を参照）
費用の要件	50万円超（税込）
手続きの窓口	税務署（確定申告）

子育て対応リフォームと併せて行う増改築等工事【租税特別措置法施行令第26条第33項】

1号工事	増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕・模様替え （大規模の修繕・模様替え：建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕・模様替え）
2号工事	マンション等の区分所有する部分について行う以下①～④のいずれかに該当する修繕・模様替え ①主要構造部である床等の過半について行う修繕又は模様替え ②主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替え ③間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え （その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る） ④主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え （遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る）
3号工事	家屋のうち①居室、②護理室、③浴室、④便所、⑤洗面所、⑥納戸、⑦玄関、⑧廊下のいずれかの床又は壁の全部について行う修繕又は模様替え
4号工事	新耐震基準に適合させるための修繕・模様替え（耐震改修に係る所得税額の特別控除の場合は対象外）
5号工事	一定のバリアフリー改修工事に該当する工事 （バリアフリー改修に係る所得税額の特別控除の場合は対象外）
6号工事	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事及びこれと併せて行う床、壁、天井の断熱改修工事 （省エネ改修に係る所得税額の特別控除の場合は対象外） （住宅性能評価書又は長期優良住宅の認定通知書によって改修後の住宅の断熱等性能等級が一段階以上向上することが証明される場合は、居室の窓の断熱改修工事を行った場合も対象）

当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取り付けに係る改修工事を含まず。

控除額を算出する際に「標準的な工事費用相当額」を基にします。

以下の表の「工事の内容」に応じ、「単位当たりの金額」に「単位」を乗じたものの合計額です。

標準的な工事費用相当額（令和6年国土交通省告示 第304号）				
子育て対応改修工事の内容		単位あたりの金額	単位	
住宅内における子どもの事故を防止するために 行う工事	壁又は柱の出隅を子どもの衝突による事故の防止に資する構造のものに改良する工事	11,000円	当該工事の箇所数	
	床仕上げ材を子どもの転倒による事故の防止に資する構造のものに改良する工事	衝撃緩和型畳床への取り替え	8,300円	当該工事の施工面積 (㎡)
		クッションフロアへの取り替え	7,000円	当該工事の施工面積 (㎡)
	転落防止のための手すりを取り付ける工事	バルコニーへの取り付け	13,500円	当該手すりの長さ (m)
		二階以上の窓への取り付け	20,300円	当該手すりの本数 (本)
		廊下又は階段への取り付け	36,300円	当該手すりの長さ (m)
	室内ドアを子どもの指の挟み込みによる事故の防止に資する構造のものに取り替える工事	104,500円	当該工事の箇所数	
	チャイルドフェンスを取り付ける工事	造作工事	115,000円	当該工事の箇所数
		既製品の取り付け	15,000円	当該工事の箇所数
	コンセントを乳幼児の感電による事故の防止に資するものに取り替える工事	シャッター付きコンセント	4,000円	当該工事の箇所数
乳児の手が届かない高さへの移設		7,100円	当該工事の箇所数	
対面式キッチンに取り替える工事		1,477,200円	当該工事の箇所数	
開口部を侵入防止対策上有効な措置が講じられたものとする工事	玄関ドアの取り替え	396,500円	当該工事の箇所数	
	サッシ及びガラスの取り替え	57,400円	当該開口部の面積	
	面格子の取り付け	55,400円	当該工事の箇所数	
棚その他の収納設備を増設する工事		163,900円	当該収納設備の水平投影面 (㎡)	
開口部、界壁又は界床の防音性を高める工事	窓の工事	52,400円	当該窓の面積 (㎡)	
	界壁の工事	17,400円	当該工事の施工面積 (㎡)	
	界床の工事	39,900円	当該工事の施工面積 (㎡)	
以下の間取り変更工事 ・子ども部屋の増設 ・水回りの近接 ・子どもを見守りやすい間取りへの変更	A間仕切壁の設置又は解体のみを行う工事	159,400円	当該工事の箇所数	
	B間仕切壁の設置又は解体以外の修繕又は模様替を伴う工事	26,800円	当該工事の施工面積 (㎡)	
	Bと併せて行う調理室の位置を変更する工事	1,346,900円	-	
	Bと併せて行う浴室の位置を変更する工事	971,100円	-	
	Bと併せて行う便所の位置を変更する工事	402,100円	-	
	Bと併せて行う洗面所の位置を変更する工事	481,200円	-	

工事の詳細は、国土交通省作成の【リフォーム促進税制（子育て対応リフォーム）ご利用ガイドブック】P.17～28をご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001739319.pdf>



所得税の減税制度 主な要件

子育て対応リフォーム	
	所得税額の特別控除
所有・居住	子育て対応改修を行う方が以下の①、②のうち、いずれかに該当し、かつその方が所有し、居住する家屋であること ① 19歳未満の扶養親族を有している方 ② ご自身又はその配偶者が40歳未満であること (①②の判定は令和6年12月31日時点で行う)
対象工事	対象となる子育て対応改修工事を行っていること
工事金額	子育て対応改修にかかる標準的な工事費用相当額から補助金等を引いた額が50万円を超えていること
築年数	—
床面積	改修工事後の床面積が50㎡以上であること
居住部分割合 (併用住宅の場合)	併用住宅の場合、床面積の1/2以上が居住用であること
	併用住宅の場合、居住部分の工事費用が工事費全体の1/2以上であること
年収	その年分の合計所得金額が2,000万円以下であること
その他	子育て対応リフォーム等であることが、工事完了後に増改築等工事証明書等で証明されていること

所得税の減税制度 必要な書類等

子育て対応リフォーム	
所得税額の特別控除	
①確定申告書	
②住宅特定改修特別税額控除の計算明細書	
③工事完了後の家屋の登記事項証明書	
④補助金等の額が明らかな書類（補助金等を受けている場合）	
⑤源泉徴収票（給与所得者の場合）	
⑥増改築等工事証明書 （発行者は建築士の免許証の写し又は免許証明書を添付）	など
確定申告の等の提出の際には、マイナンバー記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。必要書類等の詳細は国税庁のホームページ等でご確認ください。	

証明書の発行手続き

制度の適用を受ける際には、工事の内容を特定するため、所定の証明書が必要となります。
証明書の発行者は、下記の書類等により当該工事が要件を満たすことを確認します。

所得税額の特別控除	
増改築等工事証明書	
所得税額控除の申告(確定申告)の際に必要な書類です。 昭和63年建設省告示第1274号において、その様式が定められています。	
証明書の発行者	<p>証明書を発行できる者は以下①～④のいずれかとなります。</p> <p>① 建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士に限る *リフォーム事業者が建築士事務所登録をしていない場合は、建築士事務所に依頼して証明書を発行してもらうか、②～④の機関に発行を依頼する必要があります(②～④は業務として行っているかどうかの事前確認が必要です)。</p> <p>② 指定確認検査機関 ③ 登録住宅性能評価機関 ④ 住宅瑕疵担保責任保険法人</p>
発行前に確認する書類等	<p><input type="checkbox"/> 増改築等を行った家屋の登記事項証明書等 家屋の家屋番号及び所在地、居住者が所有者であること、家屋の床面積の要件を満たしていることを確認</p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約書又はその写し(左記書類がない場合は、領収書及び工事前後の写真で確認) 改修年月日、改修事実を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 工事費用内訳書、領収書等 50万円超(税込)の子育て対応改修工事等であることや、控除対象工事費用の額を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書その他設計に関する書類、写真等 適用対象となる工事を行っていることを確認</p> <p><input type="checkbox"/> 補助金交付額決定通知書等 子育て対応リフォームで補助金等を受ける場合は、その交付額を確認</p>

証明書の様式は、当協議会又は国土交通省ホームページからダウンロードできます。

建築士等は、制度の適用を受ける消費者からの依頼を受けたら、以下のような流れで証明書を発行します。



